

日時：平成23年8月18日（木）  
午後2時00分～午後4時20分  
場所：柴田町役場 委員会室（4階）

<出席者>

遠藤委員、古川委員、澤田委員、児玉委員、志子田委員、阿部委員、吉良委員、大庭委員

平間副町長（途中退席）

<欠席者>

桜場委員

<事務局>

平間まちづくり政策課長、関課長補佐、水上主幹、小林主査

1. 開 会

2. 会長あいさつ

遠藤会長：お久しぶりでございます。本来はもっと早く開催する予定でしたが、まさに千年に一度の予期せぬ大地震によりまして甚大な被害を受けました。柴田町も、そして皆さんも大変な思いをされたと思います。吉良副会長は、避難所開設やその運営に尽力されたということ、また、古川委員は、南三陸町にずっと詰めて、復興をどのように支援していくことが出来るのか活動されていたとお話をお聞きしました。仙台大学としましては、食堂を避難所として開放させていただきました。また、多くの学生がボランティアとして被災地支援に出向き、瓦礫の片付けやヘドロの除去活動に取り組みました。私は、石巻の方を回ってきたのですが、家が無くなったところと、1階が被害を受けたところと、全く影響を受けていないところと、津波が来たところと来ないところでは天と地の差がありました。これからの再建は非常に大変だという印象を受けました。

そういう中で、柴田町のまちづくりをどう進めて行くかということですが、実は先日、関課長補佐、小林主査に車に乗せてもらい柴田町をつぶさに見させていただきました。仙南地域のど真ん中であって、白石市や角田市よりも人口が多い。広いがゆえに、いろいろな所に核があり、どこに求心力を置いてまちづくりが出来るのか。大変だな、という印象がある一方、言い換えれば地方分散によって個性を積み上げて連携してまちづくりを進める、ということなのかなとも思いました。出来れば仙南の核となれるよう、どのような個性を出していけるのか、皆さまと考えられればな、と思っております。

本日は、いろいろと審議する事項はありますが、そういう問題意識も共有しながら、議論を進めていければ、と思っております。

それでは、本日もよろしくお願いします。

### 3. 会議録署名員の指名

遠藤会長： 会議録署名員の指名でございます。事務局から説明をお願いします。

関課長補佐： 会議録署名員の指名に先立ちまして、本審議会は審議会条例の第7条第2項の規定によりますと、過半数以上の参加が無ければ開催することが出来ないということになります。本日は総勢9名の内、桜場委員からは欠席の申し出がきておりますが、出席委員は8名ということで審議会の成立要件を満たしております。

続きまして、会議録署名員ですが、第1回の時の申し合わせで、本日ですと、桜場委員と大庭委員になるわけですが、桜場委員が欠席のため、大庭委員と繰り上げで澤田委員に署名変更をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

### 4. 諮問

遠藤会長： 次に、諮問について事務局から説明をお願いします。

関課長補佐： 本来は町長が出席し諮問をするところでございますが、本日は公務のため、平間副町長が町長代理ということで出席しております。平間副町長のほうから、諮問内容についてご説明をいたします。

平間副町長： ご苦勞様でございます。平成23年度の第1回目ということで開催させていただきました。進行から話があったとおり、町長が公務でこちらに出席できませんので、代わって諮問させていただきます。

昨年度、基本条例が制定されて以来、基本条例に基づく本審議会が設置されまして、2回の審議会を開催していただきました。その中では、まちづくり推進センターの設置、それから、まちづくり提案制度についてご審議をいただき答申をいただきました。この2点につきましては、震災の影響で少し遅れた訳ですが、今年度実施に移っております。これらが、多くの町民の方に活用されるよう、行政としてもしっかりバックアップしていかねばと考えております。

今回の諮問でございますが2点、ご報告が1点ということで、1点目につきましては、地方自治法の改正に伴いまして、基本条例の一部改正を行なうという内容でございます。これからも、上位法が改正されれば、そういったことが随時出てくると考えられますのが、そのような場合もこの審議会でも審議すべきか、その辺も含めて審議していただければと思います。

それから2点目ですが、住民投票条例に関することとなります。今回の自治法改正に伴って住民投票条例導入の可能性があった訳ですが、それが見送られました。もしそれが導入されれば、それを基本として条例制定に向かって行ったのだろうと思いますが、

このような状況の中で、本町の住民投票制度をどのように考えていけばよいのか、5点ほど骨子に関わる部分の検討をお願いします。他の自治体でも議論になっている点でございますので、皆さまのご意見をいただきたいと思えます。

また、3点目につきましては、平成22年度の状況報告ということになります。以上につきまして、ご審議をお願いいたします。

遠藤会長： 諮問事項2点、報告事項1点ということになります。

吉良副会長： 確認させて下さい。諮問事項の(1)は問題ないのです。上位法改正に伴って改正しなければいけないものですから。今回は、(2)として住民投票条例制定についての諮問がありました。これについては今日の2時間位で答申までしなければいけないのか。その辺の確認です。

遠藤会長： 事務局説明をお願いします。

関課長補佐： (2)の住民投票条例制定に関する事で、大きく5つの項目がございます。今お話があったように、今からですと2時間弱しか審議時間が無い中で、全てについて答申していただけたところまで議論が進むとは考えておりません。どのような点が問題になるのかという部分をご提示申し上げておりますので、その中で、今回で結論に至る部分と、次回又はそれ以降へ審議の継続となることは仕方が無いことだと考えております。

吉良副会長： 最終答申については、2回3回の審議の後ということも考慮する、と考えてよろしいですか。

関課長補佐： はい、結構です。

遠藤会長： その他の委員で、諮問事項の設定に対して、ご質問ご意見はありますか。それでは、それぞれ諮問事項(1)と(2)についてそれぞれ別個に進めてまいりたいと思えます。

## 5. 議 事

関課長補佐： 議事に入る前に、副町長につきましては別の公務がございますので、大変申し訳ございませんが、中座させていただきます。

(副町長退席)

遠藤会長： それでは、諮問事項(1)「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」の一部を改正する条例について、事務局説明をお願いします。

関課長補佐： それれは、諮問事項の(1)「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」の一部を改

正する条例についての概要を説明させていただきます。

地方自治法の一部改正ということで、地方分権改革推進計画の基づく義務付けの廃止というかたちで、市町村の基本構想策定義務が外されました。これは23年8月1日より施行されている状況です。住民自治によるまちづくり基本条例の中では、地方自治法に基づいた基本構想をまちづくりの将来像とする定めがあります。今回の義務付け廃止に伴って、根拠法令がなくなることから、本条例も一部改正するとの内容になっております。詳細については、小林のほうから資料に基づいてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

小林主査： それでは資料1にあります諮問事項(1)の説明になります。先ほどお配りした自治法の改正の資料の2枚目になりますが、下の段が改正前の条文です。第2条の④でこれまでは「市町村が事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」と定めておりましたものが削除となりました。そこで諮問事項(1)になるのですけれども、できれば資料1のほうではなく、資料1の訂正を見ていただきたいと思います。

下の方に現行条文ということで、まちの将来像とまちづくりという条文が第17条にあります。そこの第2項についてですが、「町は、まちの将来像を地方自治法第2条第4項に規定する基本構想として策定するものとします。」ということで、先ほどの「地方自治法第2条第4項に基づく基本構想としてまちの将来像を策定します。」という規定がございました。これが先ほどのご説明の通り、自治法が改正され根拠となっていた第2条第4項の規定が無くなったということになります。それでは、改正しなければならないということで、上の段になる訳ですが、皆さまにお配りしていた訂正前の資料では、第17条第2項の方で、このように改正してはどうかというものを皆さまにお配りしていたところですが、今日午前中に開催された町の例規審査委員会で、更に内容を検討審査したところ、第17条第1項の部分で、まちの将来像をそのままずばり基本構想に読み替える、第17条は第1項に集約するという結果になりました。第2項はそもそも、自治法に基づく基本構想に読み替えるという規定なので、その部分はわざわざ残さなくてもいいだろうと、自治法に基づく行政で図るための構想から、町全体の将来像これを基本構想と呼びましょう、ということで、資料1の訂正の案ということになりました。これについて、ご審議をよろしくお願いいたします。

遠藤会長： それでは、審議に入りたいと思いますが、その前に確認しておきたいことが2点あります。まず1点目は、地方自治法の第2条の第4項がなぜ削除されたのかということ。2点目としては、訂正前の基本条例第17条の改正案では「基本構想(柴田町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいいます。)」としていましたが、訂正後にはその定義が無くなっていますので、そのことによって中身が変わったのか変わっていないのか、その点について補足説明をしていただければ議論が進行しやすくなると思います。

関課長補佐： まず、第1点ですが、自治法でなぜこの条文が削除されるのか、ということでございます。実際にこの自治法一部改正ではこれ以外にもいろいろと改正がされております。基本的に上から下へというような形で義務づけられていたものが、地方分権一括法という流れのなかで、地方がある程度自由にできるようにという形で、これまでの、地方公共団体に対する義務付け、これ以外に予算決算の報告義務、条例制定改廃の報告義務とか、いろいろあるのですが、こういったものについても同時に廃止されました。地方のことは地方でという色合いをより濃くするため、また、この地域特性を地域の方が考えて行なえるように、これまでの、法的な基本構想の義務付けを撤廃された、というのが自治法の一部改正の趣旨であると思っております。

次に、柴田町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想、この部分が、今回の訂正後では消えてしまったことで内容については変わるのか、という点でございます。自治法第2条第4項の基本構想は行政運営について特化されているものです。一方基本条例の第17条第1項では、「住民等の参加により、町全体として、調和のとれた住み良いまちづくりを進めるため」ということで、「総合的かつ計画的な行政運営を図るため」という少し小さい部分から、もっと大きな町全体としての調和、まちづくり全体へ枠が広がったという意味では、確かに内容は変わりますが、前に規定していた基本構想を包含すると、この条文の改正によって構想の位置付けが上がったと思っております。以上です。

遠藤会長： それでは、ご意見ご質問がありましたらお願いします。はい、阿部委員。

阿部委員： 参加という言葉についてです。参加と参画というのがあります。それから、協働という言葉がキーワードになっています。参画及び協働という表現にすれば、柴田町の住民の意識が強くなるのでは、というご提案です。以上です。

遠藤会長： 他にございますか。はい、澤田委員。

澤田委員： 私は、この案でよいと思います。

遠藤会長： 他にございますか。はい、志子田委員。

志子田委員： 我々も素案を作るときから、法の壁があつて難しい部分だと考えていたところですが、分かりやすくということだけではできるだけお願いしたいと。改正案を見たところ第17条の第1項にプラスされた形で、逆に将来像が基本構想なんだと、町の進む方向性なんだとはっきり分かるので、私はこれで良いと思います。

遠藤会長： 他の委員にもお聞きしたいと思います。大庭委員お願いします。

大庭委員： はい。阿部委員からありましたが、ただ言葉を並べるだけではなく、参加、参画、協働というのがあつて、住民投票まで繋がるのかなと。

遠藤会長 : 参画ですか。

阿部委員 : はい。参画です。参加では意思が弱いと。参画プラス協働です。この条例のキーワードとなっているところを加味していただければ、ということです。

遠藤会長 : では、古川委員。

古川委員 : そうですね。私も参加より参画の方が意味が深まる、積極的だと思います。

また、これはニュアンスの問題だと思うのですが、まちの将来像を基本構想に置き換えるとういことについて、従来のものだと両者が重なるというイメージが私には無かったのですが、まあ、今回こう決めてしまえばそれまでだとは思いますが。まちの将来像という将来のイメージ、基本構想はもう少し具体化したもの、基本方針、方向性、そういうもの。解釈の問題もありますが、若干イメージが違うかなと。

遠藤会長 : では、児玉委員。

児玉委員 : 先ほど、参加を参画に、というご意見がありましたが、それは本日改正案を出されている17条の部分だけなのか、条例全体を参加から参画に見直すのか、その辺はどうなんでしょう。参画という言葉は私も賛成なのですが、そもそも基本条例では参加という言葉を使っていますし、それをこの場で変えてしまっているのかな、というところが気になりました。

遠藤会長 : はい、吉良副会長。

吉良副会長 : 素案作成の検討では、参加か参画か議論した上で、最終的に参加ということに収めました。今は第17条について話をしています。ここの部分で、参加、参画、あるいは協働等について、第17条に入らなければならないということであれば、第17条の改正は、あくまでも地方自治法が変わったので、それに伴って文言を変えただけ、と理解していただいて良いのではないかと。第17条の参加を参画にしなくても十分主旨は伝わる内容だと思います。

遠藤会長 : 論点を整理させていただきます。諮問されております第17条の改正案につきましては、地方自治法の改正に伴って生じているものであるということ。それに対しまして、阿部委員、大庭委員、古川委員からは、改正案に含まれている参加という表現よりも参画の方がより適切な表現なのではないかと。それに対して、吉良委員、児玉委員からは、現行条例では参加という表現で統一してあるものを、ここで積極的に改定することについては慎重になるべきではないか、なぜなら、今回の条例改正は、地方自治法の改正による条文の整理であるからだ、という指摘がございました。そのラインで、各委員にもう一度ご議論していただけたらと思います。

2つ目の議論は、古川委員から、将来像イコール基本構想とするという改正案の提案になっているけれども、これは将来像と基本構想では、そもそも概念上、両者の間に違いを感じるので、これでいいのかとの問題提起がなされました。その点については、皆様の議論を賜りたいと思います。

まず、第1点目に付きまして、阿部委員、大庭委員、どのように考えますでしょうか。

阿部委員 : 地方自治法が改正になった趣旨というのは、国は口を出しませんよ、特色あるまちづくりのために自治体で考えなさいよ、というようなことなんで、それを考えますと参画とか協働という主体的な言葉を使ったほうが、柴田町としては、より意気込みが感じられるのではないかと思います。以上です。

遠藤会長 : では、大庭委員。

大庭委員 : 素案作成に関わったわけではないので、そこまで突き詰めた議論はしていませんが、参加とは行けば良いという感じ、参画とは一緒にやってみようという意味合いがあるので発言したのですが、今議論すべきことではないということであれば特に。

阿部委員 : 私も使い分けた経緯は分かりませんので。

遠藤会長 : はい、澤田委員。

澤田委員 : 参画するというのは、言葉の意味合いからすると、計画段階から加わることなのです。参加とは、その段階のもう1つ先の段階。計画が出来て、さらに皆でやりましょうという段階なのです。ここの、第4章の第1節の後に第17条として出てくるのですが、ここは町の将来像とまちづくりという標題で始まっております。そういうところから考えると、まちの将来像あるいはまちづくりを進める方法というのは一つの行動理念を謳っているんです。そういう意味では、皆参加して、まちづくりをしようという、別に、計画段階から全員がそこに参加しようということではなくて、1つの計画が持ち上がったと、それを推進するための推進力として、住民皆で参加しようという意味合いでとって良いのではないかと思います。

遠藤会長 : はい、阿部委員。

阿部委員 : 私は、だからこそ参画というのは、画策するところから始まって、知恵を取り入れて、後は自主性と責任を持って行動をしていく、そういう前向きな方が良いのかなと思いました。

吉良副会長 : 少なくとも、地方自治法の改正に基づく条文改正については、私はこれでよろしいと思うし、参加、参画については、また、別の場所での議論にしたほうが良いのではないかと。といいますのは、(1)は技術的なものですから、より重要な住民投票の方に議論のウエイトを置いた方が良いのではないのでしょうか。そして、さらに22年度はこ

のようにやりましたという方を議論しないと、町が勝手に進めました、というようになっちゃうと非常にまずい問題がおきますから、ここは、法律の改正によって、このように条例を改正したと、それで良いと思います。肝心な部分にウエイトを置かないと。

阿部委員 : 私もそれで良いとは思いますが。そういう意見も出たという程度で留めていただいて。

吉良副会長 : 素案作成の時には、参加、参画については随分議論しました。その上で最終的には参加ということにしました。

関課長補佐 : 今、副会長からお話がありましたけれども、今回はあくまでも地方自治法の改正にともなって、条文に略称規定を入れるという考え方でございます。議論になっていた、参加、参画につきましては、この条例の中では参画という言葉はいっさい使われていないと記憶しております。参加と協働によるまちづくりということで、前文が始まりまして、すべて参加と協働という形の中で進んでおります。今のご議論のように、参画というかたちに変えるのであれば、条例全体を見直すレベルで入らないと駄目なのかなと思います。素案作成には審議会の委員さんでも関わった方もいますし、全く関わらなかった方もいらっしゃると思います。協働の基本的な考え方、協働の理念の部分を考えれば、対等な立場で相互の情報を共有して、という概念があるのですが、この中で協働とはあくまでも、ゼロの段階、作り始めの段階からすることが協働だとする大前提の中で、参画と協働、参画の上にあるのが協働だという概念でおりました。参加については、先ほどのお話にもありましたように、ゼロから入れと言っても無理な方々もいる。であれば、ある程度のステージを設けた中に入っていたきながら、次のステップを目指してもらおう、という意味合いで、参加から協働に伸びれば良いのではないかという思いもあった中で、参加と協働という文言を使わせていただいた経緯もございます。

先ほどの条例全体を見直す必要があるかどうかは、審議会からご意見が出てくれば、それは、また別の場所で議論していただくことは、それは審議会の役割ですので、やぶさかではないと思いますが、本日については、あくまでも、17条の改正についてご議論いただければと思います。

遠藤会長 : 阿部委員、いかがでしょうか。

阿部委員 : 主旨は分かりました。

遠藤会長 : 大庭委員はいかがでしょうか。

大庭委員 : はい。

遠藤会長 : 志子田委員はいかがでしょうか。



志子田委員： 私は、今の関課長補佐から説明のあったことが、私たちが素案作成で議論したそのものでしたので、そのとおりだと思います。

遠藤会長： はい、吉良副会長。

吉良副会長： 古川委員からご意見があったことについては、条例を作っている段階でそのような形にせざるを得なかったということで、今までの線上にあるものとご理解いただきたいと思います。

平間課長： それに関連しまして、基本構想の中身ですが、本日午前中の例規審査委員会の中で、議論になりました。基本構想とは何かと、わざわざ地方自治法で外しているものを、なぜ、町で作り直さなければいけないのかということです。しかし、やはり我々のまちづくりをする上で、目標、構想となる指針が必要だろうということで、あえて、町の最高上位であるこの条例の中に、基本構想を網羅したほうがいだろうと、この形になりました。その後基本構想はあくまで目標であると、それに伴う実施計画なり、基本計画が実施するための手立てとして必要であると、すべて条例の中に謳われており、義務付けされているようなことですから、古川委員のご心配されている点は大丈夫かなと考えております。

遠藤会長： 古川委員いかがでしょうか。

古川委員： 分かりました。

遠藤会長： 他の委員から何かございますでしょうか。

はい、いろいろご意見がございましたけれども、(1)の諮問事項につきましては、諮問のあった内容で各委員の了承が得られたということでよろしいでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長： ありがとうございます。

では、次の議題、諮問事項(2)「住民投票条例制定に関する事」につきまして、事務局の説明をお願いします。

小林主査： (2)の①から順にご審議いただければと思います。まず、(2)住民投票条例制定に関する資料としまして、資料1と2をご覧ください。

まず、資料2ですが、こちらで現在考えている住民投票制度の流れについてご説明いたします。左側と右側フローチャートがありますけれども、左側が現在の地方自治法の規定による条例制定の直接請求により住民投票を実施する場合の流れとなっております。住民の方々が直接請求する場合、住民の1/50以上の連署をもって町長に請求し、それを町長が町議会へ提出します。町議会において可決になった場合は、町長が住民投

票を実施する、とういような流れになります。投票結果については法的拘束力はありません。町長においても、住民投票条例を議会に提出して、可決されれば実施することができます。議員についても、議員定数の1/12以上の賛成をもって町議会に条例案を提出し、可決されれば、住民投票を実施できます。これが現在の地方自治による規定の実施の流れとなっております。

右側が今考えている常設型住民投票の流れで、大きく変わる部分が住民のラインになりますので、その部分を説明いたします。第1段階請求として、住民資格者の1/50以上の連署が必要で、それを受けて、町長は住民投票の実施について議会へ提出。可決の場合はそのまま住民投票を実施。この点は自治法の流れと変わらないことになります。違う部分は、左側、否決になった場合は第2段階請求が可能で、投票資格者の1/6以上の連署によって再度住民投票の実施請求があれば、議会の採決無しに町長は住民投票を実施しなければならないという流れとなっております。住民投票の結果については法的拘束力はありません。この点は地方自治法の規定による住民投票と変わりはありません。この点を念頭において、住民投票条例を整理していく上でポイントとなる5つの課題についてご意見を賜りたいと思います。

まず①につきましては、住民投票に付することができる重要課題についてということで、住民投票制度にかけられる案件、掛けられない案件はどのようなものがあるのかということです。先進事例が右側にあるのですが、考え方が二つございまして、住民投票条例を制定した先進地では、一般的に住民投票に該当する重要事項を「町及び住民全体に直接の利害関係を有する事案」と定めているところが多くなっています。住民投票制度では、住民投票に付することができる具体的事項ということで、いくつか住民投票ができる内容を決めてしまう、それ以外は住民投票できませんというポジティブリストの考え方がありますが、例えば市町村合併や原子力発電所の建設とか挙げることも可能なのですが、先進事例を探したところ、そのようなところは見つけられませんでした。逆に一般的に事例として多いのが、ネガティブリストということで、住民投票を行なうことが出来ない事項を列挙しておいて、それ以外については重要事項であれば住民投票を行なうことが出来るとしているようです。住民投票を実施できる重要事項について柴田町ではどのような方向で考えればよいのか、ということが①です。

関課長補佐： 今の事項に補足させていただきます。資料2でフローチャートを出しましたけれども、柴田町の常設型住民投票の流れとういようなかたちで書かせていただいております。なぜ、条例ができていないのにこのようなフローがあるのかと、不思議に思われる方もいるかと思われませんが、これにつきましては、住民自治によるまちづくり基本条例の32条のところに住民投票条例を制定する書き込みがあります。この住民投票条例を制定する際にどのようなイメージを持ってやろうとしているのか、ということで、議会なり内部で調整する際に、このようなかたち、一応の流れを作ってお説明してきたという経緯があります。今回の諮問の説明の中でも、これまで議員さんやつくる会にもご説明している内容ですので、これを審議会の委員さんにもお出ししながら、その上でこれから諮問いただく5項目、これ以外については、事務的なもの、段取り的なものになっていきますので、この大きな5点についてご審議いただきたいということです。まずは今お話

した第1点目についてご審議いただき、順次終わればその次というかたちでお願いしたいと思います。

遠藤会長 : では、住民条例制定に関することで5項目ありますが、これについては1項目ずつ議論していくことにしたいと思います。場合によっては時間が足りなくなる場合も考えられますが、説明だけは最後まで受けておきたいと思います。

まず、今説明のありました1項目目についてご議論を賜りたいと思います。

はい、志子田委員。

志子田委員 : 素案検討した時も、実際にはどのような案件が出てくるか分からないということで、何をやるかとか決めないで、常識的に考えてこれは実施する必要がないだろう、というのを挙げておく、という考え方がありました。ですから、今資料で出された内容で進めてもらえれば、私たちが考えていたことと近いな、と思っていました。皆さんにOKしてもらえれば①はこれで良いなど。素案検討の時は、今回の②、③、④のところはどうしたら良いのか、議論も時間切れで終わってしまったところですので、今回しっかり議論したいなと思います。

遠藤会長 : ネガリストで良いというご意見でした。他にはいかがですか。はい、澤田委員。

澤田委員 : 住民投票の条例には、個別設置型と常設設置型と2つあります。柴田町は常設型でいきたいと、そのような考え方ですね。私も常設型は良いと思います。個別設置型については、案件が出てくるごとに制度設定をして、非常に大きな時間と労力を必要とします。常設型ですと、あらかじめルールを決めておいて、そのままいけるということになりますので、非常にいい流れになるので、是非、常設型条例で提案通りいっていただければ良いと私は思います。

常設型投票の条例とは、住民投票の対象の事項や発議の方法を予め設定しておく条例です。一定の仕組みの中で住民投票が出来る1つのルールが出来ていますので、非常にスムーズに行くのではないかと。それが、個別設置型ですと、事案が出てきた度に最初から制度設計していきますので、実施までにはかなり時間がかかってしまいます。今、住民投票条例を制定しているよその市町村でも圧倒的に常設型が多いようです。必要な時に直ぐ利用できるという利点があるのでそれで良いのではないかと。

遠藤会長 : 基本条例によると常設型ということでよろいでしょうか。

関課長補佐 : はい。住民自治によるまちづくり基本条例第32条になります。住民投票制度ということで、第1項として「町は住民の意思に沿ったまちづくりを進めるため、投票の制度を設けるものとします。」、第2項として「議会及び町長は住民投票の結果を尊重するものとします。」と住民投票制度を設けますとの規定をしておりますので、常設だという考え方しております。

遠藤会長 : 他にありますでしょうか。はい、大庭委員。

大庭委員 : 私は居住地が白石市なので、平成10年に産業廃棄物関連の住民投票を住民として投票しています。当時はこのようなプロセスがあったのかどうかも知らなくて、行政や議会が勝手にやっているのかな、とも思っていました。その時の条例をダウンロードして見てきましたが。それでいくと、住民投票条例も常設にしておく、問題が発生したときに直ぐに住民に投げかけてやっていく、ということが出来ますが、そうするとネガティブリストをどのようにするのか難しいなど。常設型の方が、住民が私たちの意見が、議会とはまた違った意味で反映できる、白黒はつきり付けられるという点では、分かりやすいと思います。

遠藤会長 : 児玉委員いかがでしょうか。

児玉委員 : 私も、常設の住民投票が出来ることに期待をしていました。ただ、ネガティブリストについては、詳しくはよく分からないというのが本音ですが、そのような流れになるのかな、と思っています。

遠藤会長 : 各委員からご意見をいただいた後、ネガティブリストの事例がございますので、それを事務局から説明をしてもらおうと思います。はい、阿部委員。

阿部委員 : 私は、先ほどの基本条例第32条のご説明を受けて、常設の住民投票制度を設けることの意味が初めて分かりました。先ほど、澤田委員からもありましたとおり、常設型の条例が上手く作れるのであれば賛成したいと思っております。重要課題をどのように取り上げるか、難しい課題かなと思います。これについては、基本的にそもそも住民基本条例というのは、まちづくりの道具の一つだと認識していますので、地方自治法では、権限は町長、議会にありますし、それは憲法にもあるわけです。ここではもっと幅広く、例えば、町民全体に利害のある問題、そういった言葉を使うとか、町民が直接賛否を表現したくなる問題とか、町民の利益や権利が二分されるような問題とか。今までにあった先進事例で、白石にあった産廃処理場をどこに造るか、先ほど事務局からあった、原子力発電所を柴田町で誘致するとか、ゴミ焼却炉を造るとかの問題、皆さんの知見をもって想像しうる町を二分しそうな問題、これは町長でも悩むはずですから、その辺を書き上げて、それから、町の負担では難しいと思われるようなおおきなイベントなど、賛否を問う具体的なものを、皆さんの知見で考えられるものをブレイクストーミングして、そのなかで、整理していったものを付け加えて、まとめたらいかがかなというのが私の意見です。やはり権限は町と議会にありますから、その辺も手続き上は議論が必ず必要ですから。

遠藤会長 : はい、古川委員。

古川委員 : 常設型の条例には賛成ですが、対象となる具体的な重要事案を限定するというのは大

変難しい作業だと思います。事務局からネガティブリストの例示を出してもらって、それを基にして判断できるような表現を考えていければと思います。

遠藤会長：　そうすると常設型が良いと。ただ、対象となる案件の規定をどのようにするか、ということです。志子田委員、澤田委員、大庭委員、児玉委員はどちらかというとネガティブリストという方向。阿部委員は取りようによってはポジティブリストという感じもあったのですが、古川委員はネガリスト、ただ規定の仕方が課題ということでした。ここで先進事例をご紹介します。事務局お願いします。

関課長補佐：　重要事項の捉え方ですが、阿部委員からも出ましたが、住民投票をすることができる重要課題とは、表現の例示としては、住民に直接賛否を問うことが必要であると認められる事項であって、町および住民全体に直接の利害を有するもの、ということ局地的なものは認めないですよ、ということになります。先ほど大庭委員から出された小原地区の事例でいきますと常設型では対象にならないということ考え方になります。

そういうような前段の規定があって、続いて、但し次の各号に挙げるものは該当しませんということです。例えば、町の権限に属さないもの、国や県が決める内容、こういったものについては対象にならない。但し、町の意味を表す場合、権限は町にはないけれども、例えば原発の場合、柴田町として町民全体で原発に反対の意思を出すようなものは良い、というようなものを但し書きとして入れてきている事例が最近は出てきています。それ以外については、法令の規定に基づいて行なうことの出来る住民投票については、除外します。その他には町の組織、人事、財務関係このようなものは上位法の関連があって住民投票の対象から外れます。条例を作る場合、その次には逃げの条項が出てきますが、今の3つ以外に誰が見ても、住民投票に付すべき事項ではない内容、一般的に世論的にありえない内容については、住民投票できませんよ、というような大きな枠の中で表記しているのが最近の傾向でございます。

常設型の住民投票条例があれども、個別の住民制定条例が制定できない訳ではなく、もし、特定の案件に対してどうしてもやりたいということであれば、地方自治法に基づいて1/50の直接請求という方法でやることもできます。今はそのような事例が多いようです。

遠藤会長：　今ありましたように、町全体で賛否を問う必要性のあるもの、住民全体に及ぶ利害関係のあるものが対象事項、ネガリストとしては、町の権限がないもの、しかし、町の意味を表明するものは良いだろうということ、法令の規定によって住民投票の実施が決まっているもの、組織、人事、財政に絡むもの、後はそれ以外で誰が見ても住民投票にすべきでないという事項、そのよう規定があるということでしたが、こういった形で整理するのが一つの方法だという説明がありました。各委員いかがでしょうか。はい、児玉委員。

児玉委員：　気になった事ですが、列举されたものについては異論はないのですが、事例の中で小原の案件は該当しないとおっしゃいましたけれども、逆にいうと小原は七ヶ宿ダムの近

くでもありますし、産廃でそれがどうにかなっちゃうと困るというのは全体のことですよ。そういう意味では一部の地域のことではなくて、全体のこととして住民投票できるのかなと思っていましたので、私の勘違いなのかもしれませんが。一部の地域のことでも全体に関わってくるのがいくらでもあるのかな、と思うのですが。

遠藤会長 : 全体の利害というものをどのように考えるかということですね。

関課長補佐 : 児玉委員のおっしゃるとおりだと思います。上流での問題が下流へ影響し、町全体の問題になる、そういう場合には該当になると思います。ただ、別の事例を申し上げますと、村田の竹ノ内産廃の件です。極端なことを言うと、小泉、菅生、そういった地域の人たちには何らかかわりのない問題なんです。ただ、産廃というのが村田町に及ぼすイメージというのを考えれば該当するかもしれませんが。現実には、村田町の場合は竹ノ内というエリア、沼辺というエリアの中だけでやり取りが行われているということです。そういう意味で個別のことになってくると全体の問題としての住民投票に馴染まない場合もありますよ、ということなんです。

先ほど児玉委員のおっしゃった七ヶ宿ダムの方で何かある、ということになると白石だけでなく仙台まで影響が出てくる問題になるわけですが、直接でなくても間接的にでも将来的に住民全体に被害が出てくる、不利益になるという問題であれば、住民投票に馴染む問題であると考えていただいてよいと思います。逆にその地区の中で解決すべき問題であれば、全体のこととはしないということです。例をあげさせていただきました。

遠藤会長 : はい、大庭委員。

大庭委員 : 先ほどの小原地区の件は、白石市全体に関わる問題という考え方から住民投票になったものでした。小原地区が白石川の上流であることから全体に影響がでるということでした。

遠藤会長 : 児玉委員よろしいでしょうか。

児玉委員 : はい。

遠藤会長 : 他に何かご意見はありますか。はい、古川委員。

古川委員 : 今の説明で随分分かったのですが、実施できない事項については、誰がどのように判断するのか、そこが難しいと思います。

阿部委員 : いずれにせよ町長が承認しなければ進めないわけでしょう。その辺のご説明をお願いします。

遠藤会長 : 事務局、説明をお願いします。

関課長補佐： まず一つ考えられるのは、この審議会の皆さんに内容を検討していただくということがあると思います。この審議会は基本条例に基づく施策等について調査検討していく機能がございます。基本条例の32条に基づいて整備されるのが住民投票条例ということであれば、その趣旨解釈の部分で、本当に住民投票に付すべき案件かどうか、ここでご審議いただくということがあると思います。

後は、パブリックコメント制度というのがございます。住民投票に付すべき内容かどうか判断に迷うような案件であれば、パブリックコメントを行って住民の皆さんに、今このような案件が上がってきていますが皆さんはどのように考えますか、とご意見をいただく方法もあります。

この件は、今後制度設計の中で詳細を詰めていかなければなりません、10人が10人馴染まない、というところの判断が難しいんだと思います。少なくとも出した人は馴染むんだと思っているわけですから、10人中10人が馴染まないということにはならない。10人中1人は外れる。その外れた部分をどのようにしていくのか、その辺は先進事例も検証して制度設計を詰めていきたいと思っています。

今回の大筋の部分ができれば、全体の流れも含めて一度条例の形をお作りして皆様にお示ししていきたいと考えております。結論が出ない部分、例えば年齢要件が決まらなければその部分は黒丸にして、例えば●●歳以上、というような形にして全体が見えるもの、そういうものを今後お出ししていく予定でおります。

遠藤会長： 言い換えますと、誰が判断するかということは制度設計の問題であるから町長や議会がどうの、という問題ではないと。事務局から説明があったのは、この審議会の関与ということについては排除するものではない。後はパブリックコメントということでしたが、これは住民投票条例についてのパブリックコメントということですか。

関課長補佐： いえ、条例についてもパブリックコメントは実施します。それとは別に、例えばこの審議会でも住民投票に馴染むかどうか出された案件を検討したとして、それが全員馴染むとか馴染まないという判断があれば分かりやすいのですが、判断が半々になった場合には住民全体の意見はどうなのかを投げかけてみる、そういう意味でのパブリックコメントの実施が考えられるだろうと。

遠藤会長： そうすると、住民投票の案件が住民投票に馴染むのかどうか意思表示をするという権能をこの審議会が持つが、審議会の委員で判断が分かれる場合には、この審議会としてパブリックコメントを求める、このような制度設計もあり得る、というご説明でした。

このことについては、この審議会と町との間でやり取りがあって制度設計を詰めていくということになると思いますが。

今まで出てきた議論を整理いたしますと、まず、常設条例という点については歓迎すると。

2点目としては、その場合において住民投票を行う事項については、ネガティブリストを設けるということ。ネガリストの具体的な項目については、先ほど説明のあったこ

とを基本に整理してもらおうということ。

3点目として、重要事項かどうか誰が判断するかという事項については、この審議会の権能というものも十分尊重してもらおうということ。

このようなことで整理させていただいて、諮問に対する答えとしたいのですがいかがでしょうか。

(異議なし、の声)

遠藤会長 : はい、ありがとうございました。今の点につきましては、議事録をきちんと整理していただきたいと思います。

それでは次に、資料(2)の②の説明をお願いしたいと思います。

まず、この部分の説明を受けて審議して、審議の時間が少なくなりましたら、残りの資料の説明だけ今日はお願いすることにします。

小林主査 : 住民投票における投票の資格を有する者の年齢要件についてです。常設型住民投票の投票資格を18歳以上又は15歳まで引き下げている自治体もありますが、公職選挙法に準じて20歳としている自治体もあり、状況は様々でございます。柴田町においてはどのように考えていけばよいのかということでございます。

投票資格を引き下げるメリット、デメリットについてはいつくかございます。メリットとしては、多様な意見を町政に反映できる、町政への関心度の向上が期待できる、などがございます。デメリットとしては主に財政的な面がありますが、例えば公職選挙法に基づく選挙との同時投票はできないということがございます。これは色々ありまして、住民投票運動については選挙活動と重なったら戸別訪問ができないとか、大きいのは公職選挙法で投票権のない18歳19歳の方は投票所に入れないということがあります。そうであれば、公職の選挙の日とは別にしなければならないということがあります。現在町で行っている選挙の費用は、1回当たり約1千万円位となっている状況です。関連して、現在公選法に基づく投票資格者登録名簿の調整は年4回行っています。投票資格者の要件が変われば、当然名簿も別のを調製しなければなりませんので、こちらの費用も加算されるということになります。また、投票資格者数が増えることによって業務量も増えることになります。その他としては、投票率の低下ということがあります。投票者の総数が増えるということ、若年層の割合が増えるということ、これは投票率の低下につながる、影響が出ると考えられます。

遠藤会長 : はい、ありがとうございました。この点につきましては極めて明確な諮問事項でございまして、年齢をどうするかということでございます。はい、児玉委員。

児玉委員 : 三町合併問題のときに住民投票を実施しましたよね。あの時は20歳だったと思います。それ未満の子ども達は、合併についての意見は大人たちと相談して、合併が良いとか良くないとか家族と話して親がそれも含めて投票する、我が家はそんな感じでした。何でその時18歳以上にならなかったのか、新たに名簿を作るのが大変だとかそのよう



なことだったのかな、なんて話は聞いたことがありますが。

関課長補佐： 当時いろいろ議論があったことです。18歳以上で良いのでは、という考え方もあったのですが、町の将来、三町の将来を考える中で、公選法では二十歳ということになっていますが、なぜ公選法ではそれ以下を認めていないのか、議論になりました。基本的には二十歳以下の人は判断する能力が無い、今は違うと思うのかもしれませんが、判断能力が乏しいでしょうということで公選法では満二十歳以上としている。三町合併は将来にわたって方向性を決める重要な事項であるから、公選法で認める二十歳以上とするのが妥当であろうと、というのが当時の住民投票に関する流れでございます。

じゃあ、例えば働いている人、16歳で働いている人もいますし、女性は16歳で結婚して法律的には成人とみなされるということもあるのですが、ただそれと参政権は分離して考えるべきだろうということでした。

児玉委員： 考え方としては、参政権の問題と住民投票の問題はちょっと違うのかなと当時は思ったのですね。三町合併問題については、とても話題になっていましたし、当時私のところには大学生と高校生の子どもがいたんですが、子どもは合併賛成という考えだったようですが「どうせ投票権無いし」という状況でした。住民投票というのはあくまでも法的拘束力は無くて、最終的には町長が判断を下すんですね。そういう意味では理解されるのであれば多くの人に参加して、子ども達もそういうことを理解しながら投票する、皆で考えるという意味では18歳もいいのかな、とその当時は思ったんですけども。

遠藤会長： はい、事務局。

関課長補佐： そのような考え方もあるとは思いますが、住民投票というのは公選法で行うのと何ら変わらない状況の中で行って、いくら拘束力が無いとはいえ、あからさまに賛成が多いのに町長が上申しないということは、まずあり得ません。前回の合併問題の際には、大河原町の場合八十数票差で合併反対が多かったと思います。それくらい拮抗した結果であれば、町長の意向を加味して賛成で出しても問題ないだろう、ということで合併賛成で議会に出したところ、最終的に議会では住民投票の意向に沿う、ということでそれを否決して三町合併はならなかったわけです。拘束力が無くて参考にする程度だといっても、ものすごい影響力があるのが住民投票です。

18、19歳の方がどのくらいの数が参加して、どのような意思表示をするかは分かりませんが、その方たちが増えた分だけ50分の1、6分の1のハードルが高くなるとにもなります。逆に言えば、年齢を狭めたほうが署名は集めやすくもなりますし、審査もその分早くなります。そういうところまで考えて二十歳としている事例も多くなっているのかなと思います。

常設型ではなくて、個別型ということでは、例えば合併関係の住民投票では、合併という将来に関わる重要事項であるので高齢者よりむしろ18、19歳の方たちに大きな問題であるという考えで18歳としている事例もあります。それは個別に案件によって年齢要件を設定しています。

常設型では、国の方での参政権を18歳に下げようという議論があった中で、国が18歳に下げるのであれば、住民投票の方も18歳で良いのではという動きがあって、今もその名残で18歳にしている事例があります。ここ2、3年の動きではあります。基本条例が検討されていた時期が、そのような国の動きがあった時期ですので、国が将来そのようになるのであれば、柴田町も18歳で良いのではないかと、という議論になったと推察します。それは素案作成に携わった委員さんの方が熟知しているかとは思いますが。

吉良副会長 18歳を基本に推移していたと思います。

児玉委員 : 海外では18歳からの参政権が多かったでしょうか。

吉良副会長 : 国によって色々だと思います。21歳からというところもあります。

今、18、19歳を入れると分母が大きくなるという説明がありましたが、18、19歳の人は何人いると思いますか。約1千人です。50分の1にしたら25人です。

児玉委員 : たいした数ではない。

吉良副会長 : 成人式の数から逆算すると、約1千2百人くらいにはなるのですが、その1千人が増えることで、事務も増えるのですが、まあ毎年のことになるのですが、絶対数が全体では有権者数は3万人を超えているはずですが、3万人の内の約1千数百人という割合を考えて議論しないと。青年の考えを反映させましょう、というのを基本条例をつくる時にもいろいろ考えてきたわけですから、単純に他のところの流れがこうだからということよりも、基本条例をつくる時に話した内容に従えば、お金の問題もある、50分の1や6分の1の人数が増えるという問題もありますが、何千人も増えるわけではありませんから、約25人ですから、その25人が50分の1をクリアできない問題になるのか。青年の考えを住民投票で反映させるかどうかという問題なんです。どっちとるかということです。

遠藤会長 : はい、澤田委員。

澤田委員 : 高齢化社会の中で、基本条例の中では若い人たちがどんどん町の中で活動してもらって活性化をしていくというのが基本的にあるんですね、精神として。ならばね、私は18歳以上というのが今の流れの中で、もう妥当じゃないかと思うんですよ。そういう若い力をどんどんまちづくりに注入しながら、彼らだって住民投票のときに投票権をもらえば、意識的に自分も投票して柴田町を変えていこうと、そういう意識になるじゃないですか。そういう意味では私は18歳以上という考え方が良いのかなと思いますね。

遠藤会長 : 志子田委員、いかがでしょうか。

志子田委員： 18歳が良いのか二十歳が良いのかということで、私もこのところは非常に悩みました。日本社会では18歳以上で働いている人が非常に多いわけです。その働く人の意見というのを大事にしなきゃな、というのが一つあります。18歳というのは、そういう点と、国の流れといのもあって私たちが素案で出したんですけれども。ただ、一番は働き始めて親元から離れて自分で暮らし始めたときに、自分たちのこれから将来をどうしようか、そういうことを考えると思うんですよね。町の高校生はいろんな事に関心があると思うんですよ。そういう時に、上の人たちが決めるのではなくて自分たちがやるんだ、そういう気持ちが出るのではないかな、ということで18歳という年齢が素案で出されたということになっています。私自身働き始めた18歳の時代を思い起こすと、その頃が一番いろいろ考えたというか。そういう経緯もあります。

遠藤会長： 阿部委員はいかがでしょうか。

阿部委員： はい。確固たる理屈はないのですが、皆さんから伺っている中で確かに今政治離れとか言われる中で、ここでいう住民投票は一つの諮問というような意味合いからしますと、国政の勉強だとか、そういうものに興味を持ってトレーニングする一つの場ということで18で良いのではないかなと。18ということにします。

遠藤会長： 大庭委員いかがでしょうか。

大庭委員： 私も災害ボランティア活動で、こんなに柴田は若い人たちが一生懸命なんだ、そういう気持ちで集まってくれたんだ、と思いました。彼らが18歳以上になって自分の意見を言えるのであれば、阿部委員がおっしゃったようにちょっとトレーニング、そして大人として認めてもらったんだからまた頑張ろうと、育てにもなるのかなと。最初は二十歳でないと責任が伴わないかなとも思ったのですが、皆さんと話している中でそのような考えに。ただ、費用が1回あたり約1千万円という経費のことを考えると、役場が先行投資として出せるのか、そういうこともあります。

吉良副会長： すみません、プラス1千万ということではないんですよ。

関課長補佐： プラスで1千万円です。公職の選挙とは別の日に行わなければなりませんので。

児玉委員： 同日選挙ができないということなんですよ。

関課長補佐： 公選法の中では選挙権を付与されない者が投票所に入場できないという大原則がありますので。ちっちゃい子どもなんかは別ですよ。しかし、18歳などは入ってこれないんです。

澤田委員： ただね、住民投票をやるような案件がね、10年に1回出るか出ないかですよ。毎年毎年出てくる訳がないんです。

阿部委員 : ちょっと確認したいことがあるんですが、18歳に該当する人というのはどうやって捕捉するのでしょうか。

関課長補佐 : 住基情報の中から引っ張ってきます。

阿部委員 : そういう作業も含めて、住民投票1回あたり1千万円くらいかかるということでしょうか。

関課長補佐 : いや、それは別です。通常の選挙が1回あたり約1千万円かかっているということです。

阿部委員 : 転入者とか投票権があるかどうかのチェックとか。

関課長補佐 : 通常の選挙の方は、年4回有権者の名簿を作成しています。それはそれで別に費用がかかっています。先ほど澤田委員さんがおっしゃったように、10年に1回あるかないか分からないのですが、それに備えるためには年間多額の費用をかけて名簿作成作業を行い続けなければならないわけです。公選の有権者から外れた人も含めた名簿を作っていかなければなりませんので。

児玉委員 : 3ヶ月に1度リストを作っているのであれば、そこに18歳19歳の人達も含めていけば。

関課長補佐 : 公選法の二十歳以上の有権者名簿と、住民投票の18歳以上の有権者名簿は別に作らなければなりません。10年に1度あるかどうか分かりませんが、名簿は年4回作成して準備は続けなければなりません。ただ、投票資格が公選法と重なるのであれば、その名簿を利用することは可能ですから、名簿調製は一つで済むわけです。

澤田委員 : 別に名簿調製を年4回もやらなくて良いんじゃないの。

阿部委員 : 何かの規制があるとか。

関課長補佐 : 公選法に準じた制度で考えていかなければなりませんので。

澤田委員 : コンピューターで簡単に18歳以上を拾ってくることはできませんかね。

平間課長 : 投票権を有するのは18歳以上プラス3ヶ月以上居住している条件が出てきます。年4回というのは、前回の名簿調製の時点から3ヶ月以上居住しているかどうかという条件でまた抽出するわけです。住民投票の案件が出されたからといって、直ぐというわけにはいかないのです。

遠藤会長 : 費用対効果の問題も出てくるということですが。

吉良副会長 : 単にね、費用対効果だけで考えるのもまずいんですが。

澤田委員 : だけどね、まちづくりは60だ70だではできないんですよ。18歳位から目覚めてもらって、少しずつでも取り込んでいかないと。

児玉委員 : 認知症の方などは、現在どのようにされているのでしょうか。選挙権はありますよね。誰かが代理でやるんですか。

関課長補佐 : 選挙権はあります。投票はあくまでも個人の意思です。本人が意思を表示しなければ棄権です。

児玉委員 : いや、一瞬同じ有権者のことを考えたら、下の人にも付与したらいいじゃないかと。18歳以上の方もたくさんいらっしゃるのですね。

吉良副会長 : ちょっと話が別ですが、三町合併の時には住民投票条例があったと思います。確か十数条だったと思いますが、そこには公選法から何から、いろいろ出てきていたと思います。住民投票については、基本条例の32条だけでなく、別に条例を作っているいろいろな法律との調整を図っていくということだと思います。

澤田委員 : 神奈川県のカ崎市の住民投票条例があります。私はカ崎市にずっと住んでたもんですから。これだと29条まであります。

吉良副会長 : いや、基本条例をつくる時に、これの中に全部入れようとしたんですけど、いろいろあって、僅か2項だけになってしまったんですけど。

志子田委員 : 法律との調整もあつたし。ちょうど今回諮問されている内容もどうするかとか。

吉良副会長 : 議会との関係もありました。

遠藤会長 : はい、事務局。

関課長補佐 : カ崎市の住民投票条例ということで29条立てだということですが、カ崎市さんの条例は一般的なものです。柴田町の場合は、もう1段階ありまして、第2請求という別の要件がありますので、30後半から40条近い条文になるのかなと思っています。柴田町の場合は、50分の1の請求で否決された場合には、6分の1の請求で住民投票をしなければならない、というような流れになりますので、読み替え規定などを考えると、条文は多くなってしまうと。

遠藤会長 : はい、古川委員。

古川委員 : はい。難しい問題ですね。考え方としては出来る限り若い世代に政治参加して欲しい、というのは先ほどからご意見が出ている通りだと思いますし、何らかの機会に広げていくことは必要じゃないかなとは思いますが。住民投票が必要だという案件が出される過程では、いろんな議論があるのだらうと思います。アンケート調査だったり、タウンミーティングだったり。そういう中で各界、各層、性別いろいろな人達との対話をしていって、その結果として住民投票によって最終判断になると思いますので。当面は今の形で進めるにしても、18歳など若い人たちの判断能力をつけるための制度設計を、考えていっても良いのかなと。若い人たちが積極的にまちづくりに参加できるような、奨励するような施策を入れた上で、次元的に例えば3年後に対象年齢を引き下げるとか、そういう工夫をしてみても良いのかなという気がしました。

遠藤会長 : また新しい考え方が出されました。基本は二十歳にして、将来を見通して場合によっては年齢要件を引き下げると。

もう一つは18歳。ただ、年間かなりの費用をかけてリストアップをしなければならない、費用対効果の問題がある。

はい、事務局。

平間課長 : 一つよろしいでしょうか。先ほどネガリストのところで出された話ですが、法に基づく住民投票が出された場合は、やはり法に基づかなければなりません。そうすると方法がまた別になってくる。こっちは二十歳、こっちは18歳というと町民の方も理解が難しいかもしれません。

阿部委員 : 町民の方はぐちゃ混にしますよ、多分。

平間課長 : そういう点では単純明快な方が良いのかな、という考え方もあります。

澤田委員 : 法令に基づく住民投票とは、今話している住民投票とは性質の違うものでしょ。

関課長補佐 : 住民投票に2系統できてしまうということです。例えば、条例に基づく住民投票は18歳以上が投票資格者のものと、それとは別に法に基づいて二十歳以上で行うものと。

澤田委員 : 法令に基づく住民投票って。

関課長補佐 : 法令に基づく住民投票については、条例に基づく住民投票の案件にできませんよ、と先ほどお話ししました。法令に基づくものとしては、例えばリコールなどです。住民投票と同じ言葉を使いながら片方は二十歳、もう片方は18歳とするとかえって町民の方は混乱するのではないかと。法に基づく住民投票は、条例に基づく住民投票の案件にはで

きないということであれば、法と同じく二十歳という要件にすれば、同じ住民投票という言葉を使っても混乱が少ないかと。

澤田委員 : 住民投票の条例の中で分けしておけば良いんじゃないの。

関課長補佐 : ですが、それを住民の方に説明していったときに、こちらは18歳ですよ、こちらの住民投票は二十歳以上ですよ、ということ簡単に理解していただけるかどうか、という問題が出てきます。基本条例は、小中学生でも読んでわかる、という考え方があります。そうであれば、それに付随する条例も紛らわしいものではなくて、法に基づく住民投票を除外するのであれば、条例の方も法と同じ要件にすれば、よりすんなりいくんじゃないでしょうか、という考え方です。

澤田委員 : それは分かるよ、事務手続きや経費の問題というのは。だけど、18歳でやれるような考え方になろうよ。できません、というのは簡単だけど、やっぱりこれからの柴田町はそういうような考え方をもたないと。活性化していこうと言いながら、若い人がそういうのに参加、参画できないスタイルを作っておいたのでは、何だかあんまり良くないのではないかなと思うんですよ。

遠藤会長 : はい、志子田委員。

志子田委員 : 澤田委員の意見はもっともなんですけど、ただ、ここでそのことを議論しても終わらないと思うんですよ。だからさっきあった暫定的に3年間は二十歳でやってみようとかね、それ以降に状況をみてこのような会議を開いて年齢下げられるか検討しよう、とかそういう考え方もあるんじゃないかと思えます。

遠藤会長 : 先ほど古川委員から出された意見ですね。

志子田委員 : 我々が基本条例の素案をつくったときもそうだったんですよ。一つの条項作るのにも何カ月もかかったり、それで住民投票の詳しいことは時間切れになったというのもあるんですけど。あと、法律の壁というのもあるんで、我々が法律の勉強をしないと分からないようなことがもの凄くあったんですよ。それで、専門家にお願いして具体的なものをつくってもらいましょうということもあったんです。澤田委員どうでしょうか。

澤田委員 : 長い議論をする気はないですから。皆さんが二十歳と言うならこだわりませんよ。私は私の考えを言っているだけです。

吉良副会長 : 事務局から説明のあった2本立ての難しさというのは、クリアできれば良いんですけど、ちょっとクリアは難しいですね。2本線を町民の方に理解していただくというのは、かなり厳しい状況ですね。ただ、3年という話が今出ました。その期間中の課題ということで。

平間課長 : 憲法自体18歳という動きもあります。

吉良副会長 : 国民投票の問題もありますから、国がそうなれば一番すんなりいくんですけど。それを待つしかないんですかね。

遠藤会長 : はい、阿部委員。

阿部委員 : 私は基本条例そのものが、一つの諮問条例、条例という名を借りた一つのムーブメント、社会の変革に伴って住民が参画しやすいようなもの、そのための道具づくりだと思って、最初の理念に戻って財政のこと、テクニックのこと、町民の理解のこと、まあ今でもなかなか理解されてない面もあると思うんですが、澤田委員と同じように18歳と。逆に18歳でやることによって、お金はかかるかもしれませんが若者たちが参画してくれるんじゃないかと。そして町民の方にもこれを契機に理解を深めてもらえるんじゃないか、分かり難いことが逆に前向きになるんじゃないかと思えますので、そういう理念が基本条例であれば、若者の参画に賛同したいと思います。

遠藤会長 : 2本立てになろうとも18歳以上で考えるべきだ、ということですね。  
はい、児玉委員。

児玉委員 : そうすると川崎市の条例は2本立てということになると思うんですね。今までどこの市町村もやったことが無いのであればなんですけど、やっているところがあるのであれば、柴田町の町民の方も理解していただけると思うんです。こういう理念で18歳となっている、こちらはこうだから二十歳だというのを理解してもらうのは、できない話ではないと思うんです。

遠藤会長 : それでは大庭委員。今3対3位の状況なんですけど。

大庭委員 : 今の柴田町の20代の投票率はどの程度なのか。もし低いとしたら、そこの努力をしないで参画だけはしてというのは。逆に、当面は二十歳でいくけれども今後は18歳ということも検討するから若者の意見が欲しい、というようなものをインターネットなどを通してやってみる、という準備段階ということで進めてはいかがでしょうか。若者たちは自分達の意見が求められることがあるということを知らないでいるわけですから。国だって県だってタウンミーティングといっても、形式的になることが多いですから、そういうものではなくワークショップだったり、いろんな形の意見の聴き方を試していけば良いのでは。

遠藤会長 : 皆さんの意見を整理すると4対3になりますね。  
整理しますと、この審議会では18歳からという意見が非常に強く出された。しかしながら、大庭委員から出されたように若者の政治意識というものについてもっと研究が



必要である、ということ。それから他の手段、インターネット、ツイッター等々の手段を例えば3年間とか5年間など活用しつつ、18歳への移行というのを研究していくということ、そういう意見がちょっと上回った。4対3ですから。

この審議会としては若者の政治参加というのを強く求めていくが、財政上の問題であるとか、法に基づく住民投票との2本立てによる住民の混乱など、そういうものを乗り越えていくためにも当面は二十歳として18歳への移行というのを課題としていく、ということと皆さんの意見をまとめ答申としていく、ということではいかがでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長 : ありがとうございます。  
では、今言った流れで整理させていただきます。  
はい、吉良副会長。

吉良副会長 : これは、まとめて答申ですよ。

遠藤会長 : はい、そうですね。

吉良副会長 : 一応、ここで一旦まとめという形にしても、次回に審議が継続になるでしょうから、そういう中で話をしながら思い出しながら、次回への宿題ということで考えてよろしいですよ。

遠藤会長 : 宿題ということですが、二十歳という年齢が出ていましたけれども、そういう若者の投票率のデータ、それから18歳、19歳の人口データ、その辺のデータの整理を事務局にお願いしたいと思います。

ちょっと時間が無くなりました。残り3項目については簡単に事務局から説明だけしてもらって、今日はそれで終えたいと思います。答申については、一括して答申ということで、次回は本日審議した1項目目と2項目目を整理したものを資料としていただきたいと思います。

それでは事務局から残りの部分の説明をお願いします。

小林主査 : 資料1の(2)③から⑤までについてご説明いたします。

③については、外国人の投票権ということでございます。そもそも柴田町の住民投票の投票資格者に外国人を入れるべきかどうか、ということをご審議いただきたいと思えます。事例については資料の右側の方に書いてございます。

④については、③の審議しだいということになるのですが、外国人についても有資格とする場合、どのような範囲にすべきかということですが、大きく分けると永住外国人と定住外国人ということになります。そのうち永住外国人は2つに区分できまして、一つは特別永住者の方、いわゆる在日の方やその子孫の方、もう一方は一般的には10年以上日本に滞在して法務大臣から永住資格を付与された方、例えば日本人と結婚された外

国人の方や日系人の方でこちらで就労されている方になります。定住外国人は、外交ですとか研究、研修などで日本に住んでいる方のうち最長3年という在留期間を過ぎて、在留資格を更新してなお日本に居住している方。永住資格はないものの、ある一定期間以上を日本で暮らしている方ということになります。

⑤については、住民投票の開票の条件ということで、投票率に応じて開票をする、しない、という事例がございます。例えば投票率が50%に達しなかったら開票をしない、中には33.3%を超えないと開票をしないという事例もございました。つまり、投票率の低い中での投票結果を重要事項の判断材料とするのはどうなのか、という考え方がございます。一方で開票要件を設けず全て開票し、投票率も含めて判断していくという自治体もございます。以上でございます。

遠藤会長 : いま説明があった点について、とりあえず質問しておきたいことがあれば、はい、大庭委員。

大庭委員 : 外国人の方の人数はどれくらいでしょうか。

遠藤会長 : 先ほど聞いたところによると全体では165人ということですが、他に何かありますか。はい、吉良副会長。

吉良副会長 : 諮問を受けたのは5項目ですが、それ以外のことについては。まあ、諮問を受けて答申をするわけですから、その他についてはなかなか答申というのはいにくい面がないわけでもないですね。その点についてまず1点。

それから、次回で投票条例のたたき台になるようなものが出てくる可能性があるのかないのか。今の2点についてお聞きしたいと思います。

関課長補佐 : 投票条例のたたき台になるようなものということですが、差し当たっては二十歳にするということと、住民投票できない事項が決まりましたので、先進事例と柴田町独自の2段階請求という特殊な形を合わせたものを、決まっていなくて○なり△なりの表示を入れた素案中の素案になりますが、その原案はお出ししていきたいと思っております。その中で、諮問されている以外にも気になる部分は出てくると思っております。その点についてはお聞きいただいても、問題ないと思っております。次回開催日程はこの後の話になりますが、開催前にお手元に届くようにしたいと思います。

遠藤会長 : では、そのたたき台を待ちたいと思っております。それから、吉良副会長から出された諮問された以外の事項に対することについてですが、必要があれば答申に付議意見として付けられますので、各委員からご意見を出していただければと思います。

その他にありますか。はい、阿部委員。

阿部委員 : 外国人について憲法上はどのようになっているのでしょうか。詳しくは次で良いので簡単をお願いします。

関課長補佐： 憲法の中では地方自治のところになるのですけれども、地方自治はそのエリアの中の日本人で執り行うのが地方自治だ、ということになっています。ということは日本国籍を持たない外国人は参政権はありません。ただ、先ほどの18歳19歳のところでもありましたが、税金を納めたり定住をされている方に対しても意見を表明できる場を設けてはどうなのか、ということで外国人というのが出てきているわけです。それと相反するところで、個別型ではその案件のみですから良いのですけれども、常設型という未来永劫続くものに参政権が認められていない外国人を入れるのはいかがなものか、という議論ももう一方ではされている状況です。事例では、外国人のところを議会で日本国籍の有する者と直したところもあります。

遠藤会長： 他にございますか。無ければ諮問事項についての審議は、ここで中断とさせていただきますと思います。

それでは報告事項として資料3の説明をお願いします。

小林主査： 平成22年度における基本条例に基づくまちづくりの状況について、ということで資料3になります。項目別に分けてございます。取組んだ内容によっては、いろいろな条文が絡んできますが、まず頭出しとしては「協働のまちづくりのために」というところで、①協働の促進ということです。昨年度はまだ推進センターになっていませんが、しばたまち交流ひろば「ゆる.ぷら」事業による交流、連携の促進。住民活動団体への活動場所の提供がございます。また、本日配布しました参考資料にございますが、住民等との協働事業の推進ということで3件ほど事業事例ということで挙げさせていただきました。花を通じた住民との協働の事例、仙台大学と町・地域の連携の事例、さくらマラソンの事例となっております。本日は時間の関係上内容説明は割愛させていただきますが、後でご覧いただければと思います。②の情報の共有ということでは、町の広報紙やホームページによる情報発信という従来からのものではございますが、実は今年度からはEメールによる情報発信や、単位を小さくして行政区単位で行うまちづくり懇談会など、いろいろ工夫を重ねております。後は出前講座などを活用して情報共有に努めて参りました。また審議会の公開ということで、本日は傍聴者の方はおりませんが基本公開で行っております。③は参加の促進ということで、昨年度は総合計画を策定しまして、その際にはまちづくりワークショップでもって、この中では大庭委員に入っていたと思います。町民公募で意見をいただきながら、そしてまた懇談会の開催、各種団体ヒアリングなどの実施、パブリックコメントの実施など、いろいろ参加の方法を工夫しながら策定しております。参加ということでは、町長へのメッセージの実施、審議会等の公募などそういうものを組み合わせながら参加の促進を図って参りました。24日になりますが、公募委員も入った提案制度の審査会が開催されます。2ページ目に入りまして、④の基本構想ですが、先ほど総合計画のところでも触れました。

次に、「組織強化」ということですが、地域コミュニティに対して3カ年計画で昨年度から各区会、自治会等へコミュニティ助成交付金を交付しております。

最後に「制度・条例等整備」でございます。こちらは、皆様が特に関わりのあったと

ころで、提案制度、推進センターについて諮問し答申をいただき、条例、要綱等を整備し本年度実施に移っております。③はこちらの審議会のことで、昨年度設置し審議をいただいております。④の住民投票制度ですが、本日ご説明したとおり昨年度は地方自治法改正の動きがあり、その状況を見つつ検討していたところですが、改正がないということで本日の審議になっております。以上でございます。

遠藤会長 : ありがとうございます。

一つ質問なのですが、資料3の2ページ目の右上の欄、「まちの将来像を基本構想として策定した」というのは、今回変わってしまいましたよね。

小林主査 : 平成22年度における実施ですので、そのようになっています。

遠藤会長 : 今回議論したことは今後についてでしたね。誤解の無いように確認しました。基本構想は、この審議会で議論しなければならない事項ですか。別の審議会があるんですよね。

小林主査 : 別に審議会が設けてありますので、そちらで審議していただきます。

遠藤会長 : 他にご質問、ご意見はございますか。はい、吉良副会長。

吉良副会長 : 基本条例の条文があるわけですから、第1条、第4条の基本理念を忘れないでほしいということ。行政主導になっている傾向が非常に強いんですよ。行政からこうやってます、ああやってますということではなくて、町民から或いはコミュニティから上がってきたものがどのように行われているか、ということが重要だと思うんです。最初は行政主導でもしょうがないと思うんですよ。だけど、その辺のところを履き違えないようにしてもらいたい。私がこの場にいるのは、これまでの流れも確かめてもらいたいということもありまして、課の方はどんどん変わっていきますけれども、私は最初から関わっています。周りからはちゃんと伝えて欲しいと言われておりますので。

遠藤会長 : はい、ありがとうございます。そういった視点で運動形成型の対応というのも追及してほしいということだと思います。ただ、その際には行政サイドのノウハウは十分活用させていただきたい、ということだとも思います。

他にはよろしいでしょうか。

## 6. その他

遠藤会長 : はい、それでは第2回審議会の開催日程についてご説明をお願いします。

関課長補佐 : 今回の意見を反映させた上で素案を作成し、議会等もごさいますが可能でしたら9月中旬以降下旬の間で会長、副会長と日程を調整させていただいてご連絡させていただきたいと思います。

遠藤会長 : はい、それで進めていただきたいと思います。

それでは、その他のその他ということで、私の方から少し。吉良副会長からありました住民サイドからの動きとして、仙台大学の動きをご報告します。10月8日と9日に、仙台大学で2011東北子ども博覧会というものが開催されます。実行委員が仙台大学の学長と柴田町長、日本玩具協会、NPO法人プロジェクト結、JR東日本となっています。場合によっては3,000人位の参加者があるのではないかと考えられています。玩具協会が今回の大震災に伴って、その地域の子どもさんにおもちゃに親しんでもらって元気を出してもらいたいという考えがあり、どこか開催可能な所を探していたところ、仙台大学に着目し、ただ今調整を進めている状況です。内容としては、玩具関連イベント、キャラクターショー、玩具メーカーブース出展、スポーツ関連イベントとしてプロゴルフ協会主催イベント、音楽関連イベント、楽器・絵画各体験コーナー、読み聞かせ、動物ふれあい、こういったことを考えているようです。仙台大学としては100名位のボランティア学生の派遣、各先生方、職員が総出で対応します。あと玩具協会と柴田町の協力を得て、町の活性化のイベントとして行いたいと思います。皆様のご理解をお願いしたいと思います。また、具体化しましたら情報提供させていただきたいと思います。

大学があるということは、その町の活性化につながる資源があるということです。城下町とはいいいませんが、そういうアプローチをしても良いのではないかと考える方もあります。その一つの方法としてイベントの開催ということがあると思います。来られる方には、船岡城址公園ですとか地域資源に触れていただければと。地元の人は大したことないと思っているかもしれませんが、外の人からすれば感銘を受けるものがたくさんあります。いろんな人来ていただいて、町の活性化につながる活動を展開していくことが非常に重要なんじゃないかと思います。ボランティア参加というのもお願いできればな、とも思います。

## 7. 閉 会

吉良副会長 : 暑い中、各委員においては体調を崩さないように、やらなければならない仕事が増えたようですから、お互いに頑張っていきましょう。今日はお疲れ様でございました。

以上で、全ての議事を終了したので、会長は午後4時20分閉会を宣言した。